

○総務省告示第三百八十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第二項の規定に基づき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更する。

令和八年十月二十二日

総務大臣 藤井比早之

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

変 更 後			変 更 前		
第 1 総則 1 定義 (1) この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。 イ 略 ロ モバイル網固定電話 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第14条第5号に規定するモバイル網固定電話 ヲ 略 (2) (1)に規定するもののほか、この計画において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則及び電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）において使用する用語の例による。 〔2～5 略〕 第 3 利用者設備識別番号に関する事項			第 1 〔同左〕 1 〔同左〕 (1) 〔同左〕 イ 略 ロ 新設 ヲ 〔同左〕 (2) (1)に規定するもののほか、この計画において使用する用語は、法、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）及び電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）において使用する用語の例による。 〔2～5 同左〕 第 3 〔同左〕		
電気通 信番号 の種別	電気通信番号	電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容	電気通信番号の使用に関する条件		
	固定電話番号	固定端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等（ここに従い、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定め			
〔第 1～第 3 略〕 第 4 電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この第 4 において同じ。）を提供する者にあつては、次のとおりとする。 1 電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、次に掲げるところにより、最終利用者の確認を行うこと。 (1) 別表第 4 に定める方法により、本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居及び生年月日を行い、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）の確認を行うこと			〔第 1～第 3 同左〕 第 4 電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この第 4 において同じ。）を提供する者にあつては、次のとおりとする。 1 電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、次に掲げるところにより、最終利用者の確認を行うこと。 (1) 別表第 4 に定める方法により、本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居及び生年月日を行い、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。別表第 4 において同じ。）の確認を行うこと		

るものとする。	の又はフ イヤレス 固定電話 若しくは モバイル 網固定電 話を識別 する場合 を除く。 。〔2〕略 〔2・3 略〕 4 発信転送を行う機能のみを提供する場合であつて、当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置又は固定電話番号以外の電気通信番号を通知するために必要な措置（当該発信転送に係る発信元を誤認させるおそれがない場合に限る。）が講じられているときは、1及び2の規定は適用しない。 〔5 略〕 6 発信転送を行う機能を提供する場合であつて、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を着信者へ通知するために必要な措置又は当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について5の規定は適用しない。 〔7 略〕	るものとする。 の及びフ イヤレス 固定電話 を識別す る場合を 除く。） 認を行うこと。〔2〕同左 〔2・3 同左〕 4 発信転送を行う機能のみを提供する場合であつて、当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置、又は固定電話番号以外の電気通信番号を通知するために必要な措置（当該発信転送に係る発信元を誤認させるおそれがない場合に限る。）が講じられているときは、1及び2の規定は適用しない。 〔5 同左〕 6 発信転送を行う機能を提供する場合であつて、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を着信者へ通知するために必要な措置、又は当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について5の規定は適用しない。 〔7 同左〕
の又はフ イヤレス 固定電話 若しくは モバイル 網固定電 話を識別 する場合 を除く。 。〔2〕略 〔2・3 略〕 4 発信転送を行う機能のみを提供する場合であつて、当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置又は固定電話番号以外の電気通信番号を通知するために必要な措置（当該発信転送に係る発信元を誤認させるおそれがない場合に限る。）が講じられているときは、1及び2の規定は適用しない。 〔5 略〕 6 発信転送を行う機能を提供する場合であつて、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を着信者へ通知するために必要な措置、又は当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について5の規定は適用しない。 〔7 略〕	ワイヤレス固定電話及び当該業務に係る利用者の端末設備等 第1 重要通信の取扱いについては、次のとおりとする。 1 利用者が緊急通報を行うことが可能であること。 ただし、固定電話番号を使用して提供する電気通信業務が、特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているものであつて、緊急通報を代替して提供するための措置を講じている場合その他の総務大臣が特に認める場合を除く。 2 電話転送業務（ワイヤレス固定電話に付加する電話転送業務であつて、発信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この2において同じ。）を提供する場合であつて、緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号その他当該発信に係る情報を、当該緊急通報に係る警察機関、海上保安機関又は消防機関の端末設備等に送信することで、緊急通報の利用者を誤認させるおそれがあるときは、1の規定にかかわらず、当該緊急通報を不可能とする措置及び緊急通報を代替して提供するための措置を講じ、かつ、電話転送業務において緊急通報を利用できないことにつ	ワイヤレス固定電話及び当該業務に係る利用者の端末設備等 第1 上欄第1、第2及び第4の規定について、適用があるものとする。 〔新設〕 〔新設〕

- (1) 別表第4に定める方法により、本人特定事項の確認を行うこと。
- (2) 活動の拠点（利用者の端末設備等が設置されるものに限る。）が、番号区画（別表第1に定める市外局番に応じた番号区画であって、電話転送業務に使用される固定電話番号に係るものをいう。以下この第5において同じ。）の区域内にあることを確認すること。ただし、活動の拠点が複数存在する場合にあっては、活動の拠点（利用者の端末設備等が設置されるものに限る。）及び主たる活動の拠点が、番号区画の区域内にあることを確認すること。
- ② 電話転送役務の提供に関する契約を締結するに際しては、電話転送役務に使用される固定電話番号により識別される利用者の端末設備等が、番号区画の区域内にある最終利用者の活動の拠点到設置されていることを確認すること。
- ③ 発信転送を行う機能のみを提供する場合であって、当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置又は固定電話番号以外の電気通信番号を通知するために必要な措置（当該発信転送に係る発信元を照認させるおそれがない場合に限る。）が講じられているときは、1及び2の規定は適用しない。
- ④ 電話転送役務の提供に係る電気通信設備について、特定総合品質又はこれと同程度の音声伝送に関する品質を満たしていることの確認が行われていること。ただし、当該電気通信設備について事業用電気通信設備の自己確認（電気通信番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）が行われているものである場合は、この限りでない。
- ⑤ 発信転送を行う機能を提供する場合であって、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を着信者へ通知するために必要な措置又は当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について4の規定は適用しない。

6 着信転送を行う機能を提供する場合であつて、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を発信者へ通知するために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について4の規定は適用しない。	
モバイル 網固定電 話及び当 該役務に 係る利用 者の端末 設備等 第1 重要通信の取扱いについては、次のとおりとする。 1 利用者が緊急通報（利用者に付番する固定電話番号に対応する音声伝送携帯電話番号により緊急通報を行う方法によるものを含む。）を行うことが可能であること。 2 電話転送役務（モバイル網固定電話に付加する電話転送役務であつて、発信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。以下この2において同じ。）を提供する場合であつて、緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号その他当該発信に係る情報を、当該緊急通報に係る警察機関、海上保安機関又は消防機関の端末設備等に送信することで、緊急通報の利用者を誤認させるおそれがあるときは、1の規定にかかわらず、当該緊急通報を不可能とする措置及び緊急通報を代替して提供するための措置を講じ、かつ、電話転送役務において緊急通報を利用できないことについて利用者に説明を行うこと。 第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。 固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供（2以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）の相互間で、番号ポータビリティが可能であること。ただし、番号ポータビリティの実施に係る技術的な困難性、番号ポータビリティを実施しないことによる利用者への影響その他の事情を勘案して総務大臣が特に認める場合を除く。 第3 自ら指定を受ける固定電話番号を使用してモバイル網固定電話を提供する者、自ら指定を受ける	

【注1～4 略】	【略】	【同左】	【注1～4 同左】
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	5 発信転送を行う機能を提供する場合であつて、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を着信者へ通知するために必要な措置又は当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について4の規定は適用しない。 6 着信転送を行う機能を提供する場合であつて、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を発信者へ通知するために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について4の規定は適用しない。	【同左】	【注1～4 同左】

- 5 発信転送を行う機能を提供する場合であつて、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を着信者へ通知するために必要な措置又は当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について4の規定は適用しない。
- 6 着信転送を行う機能を提供する場合であつて、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を着信者へ通知するために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について4の規定は適用しない。

6 着信転送を行う機能を提供する場合であつて、品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を発信者へ通知するために必要な措置が講じられているときは、当該機能の提供について4の規定は適用しない。

[器]

[注1～4略]

[同左]

[注1～4 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、令和八年十一月一日から施行する。

（準備行為）

第二条 電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）は、この告示の施行の日前においても、この告示による変更後の電気通信番号計画（以下「新計画」という。）の規定に適合する電気通信番号使用計画を作成し、同法第五十条の二第一項の認定に係る申請をすることができる。

2 電気通信事業者は、この告示の公示の際現に電気通信事業法第五十条の二第一項の認定を受けている電気通信番号使用計画について、新計画の規定に適合させるため、この告示の施行の日前においても、同法第五十条の六第一項の変更の認定に係る申請をすることができる。

3 総務大臣は、前二項の申請があつた場合には、この告示の施行の日前においても、電気通信事業法第五十条の四（同法第五十条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第五十条の二第一項の認定又は同法第五十条の六第一項の変更の認定をすることができる。